



平成 24 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代 表 者 代表取締役社長 高木 繁雄
本 社 所 在 地 富山市堤町通り一丁目 2 番 26 号
(コード番号 8377 東証第一部、札証)
問 合 せ 先 企画グループ長 北川 博邦
(TEL. 076-423-7331)

北陸銀行に対する法令等遵守態勢等の充実・強化に関する業務改善命令について

本日、株式会社北陸銀行は、北陸財務局より下記のとおり銀行法第 26 条第 1 項に基づく行政処分（業務改善命令）を受けました。お客さまをはじめ関係者の皆さまにご心配をおかけいたしましたことを、心からお詫び申し上げます。

今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、今後かかる事態を再発させぬよう、北陸銀行において以下の通り態勢改善に向けて取り組んでまいりますとともに、グループとして法令遵守と企業統治の強化に向けて全力を挙げて努めてまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

- (1) デリバティブを始めとする金融商品の販売等に係る業務運営の適切性を確保するため、以下の観点から経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢の充実・強化を図ること。
 - ① 法令等遵守態勢の強化に向けた経営姿勢の明確化（役職員の責任の所在の明確化）
 - ② 全行的な法令等遵守意識の向上
 - ③ 法令諸規則に則った適正な業務運営の確保を踏まえた業務推進態勢の構築
 - ④ 営業店及び本部関係部署における相互牽制機能の充実・強化
 - ⑤ 内部監査機能の充実・強化
- (2) 上記(1)に係る業務の改善計画を平成 25 年 1 月 11 日（金）までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 上記(2)の実行後、当該業務の改善計画の実施完了までの間、平成 25 年 2 月末を初回として、以降、6 ヶ月毎に進捗、実施及び改善状況を取りまとめ、翌月 15 日までに報告すること。
- (4) 今回処分の理由となった事実のみならず、今後、健全かつ適切な業務運営、顧客対応を行っていく観点から、北陸銀行の経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢について、持株会社（株式会社ほくほくフィナンシャルグループ）とも連携し点検を行い、所要の改善を行うこと。

2. 問題事案の概要等

(1) 北陸銀行における為替デリバティブ取引の事前審査

北陸銀行では、平成7年4月より、適合性や企業体力といった観点から、お取引先への提案可否を本部で事前審査して承認となった場合のみ、デリバティブ取引の具体的な提案を行うという自主ルールを設け、運用してまいりました。

さらに、平成17年2月には、優越的地位の濫用、投機行為、および企業体力を超えた取引条件を防止・抑制し、できる限りお客さまのニーズに則した提案を行っていくために、北陸銀行の自主ルールとして、「為替リスクの保有状況に関するヒアリングシート」(以下、「ヒアリングシート」といいます。)を制定しました。このヒアリングシートは、契約上および法令上必要な書類でなく、リスク対応強化のための事前審査に際しての補助的な内部資料という位置付けであります。通達においては、お取引先が記入し、社名のゴム印(署名判)または署名をいただくこととしておりました。

(2) 判明の経緯

お取引先からの訴訟の中で、北陸銀行より提出していた平成19年7月当時のヒアリングシートの信憑性について指摘を受け、内部調査したところ、既に取り受けていた他の書類の社名ゴム印部分のコピーを切り貼りして作成していたとの不適切な取扱が、平成24年2月7日に判明しました。また、同年3月には別の案件でも同様の取扱が発覚いたしました。

(3) 判明後の対応

上記の事態を踏まえ、ヒアリングシートの全先調査を開始いたしましたが、経営陣をはじめとする役職員の法令等遵守意識が十分でなかったことから、調査が進展せず、また、調査の充分性に係る検証も不足したことから、全容解明に相当の時間を要することとなりました。結果として、監督官庁への報告は8月下旬となりました。

(4) 調査結果

調査の結果、以下のような実態であったことが判明しました。なお、実際の取引開始にあたっては、お取引先から契約締結上必要な書類を全て取り受けていること、および適合性原則をはじめとして金融商品取引法への抵触がないことは確認しております。

- ① 対象者 41名
- ② 発生状況 対象取引先：55先（発生店：25ヵ店）
- ③ 発生期間 平成17年8月11日～平成20年10月30日
- ④ 不適切な取扱の内容

以下の行為により、あたかもお取引先から取り受けたように体裁を取り繕って、本部事前審査に使用しておりました。

- ・お取引先からのヒアリングに基づき内容を記入したものの、ゴム印部分は既に取り受けていた他の書類からコピーし、切り貼りして使用
- ・前回正式にお取引先から取り受けたヒアリングシートをコピーし、改めてお取引先からヒアリングした内容に基づいて、変更のあった部分のみを訂正して使用

(5) 問題発生の原因・背景

- ① 経営陣による法令等遵守意識の全行的な徹底が不十分であり、不適切な取扱いが多数発生し、また、そうした事務取扱いが招くリスクを十分に把握しておりませんでした。
- ② 経営陣等は、行内規則や事務取扱いの本質的な意味を役職員に徹底しておらず、営業店の実態を十分に把握していないことから、適切な指導や研修を行っておりませんでした。
- ③ 営業部門に人的資源を集中させたことから、コンプライアンス統括室の法令等遵守に係る統括機能や他部署に対する牽制機能が十分に発揮されておりませんでした。
- ④ 内部監査部門は、本部関係部署のリスク管理状況を十分に把握せず、潜在リスクの洗い出しにより実効性のある監査手法の検討や監査計画の策定を行っておりませんでした。

3. 人事処分

経営責任を重く受け止め、頭取を含む関係役員を減給処分とします。また、本件に関する当事者および管理監督責任者についても、厳正な人事処分を実施します。

4. お取引先への対応

従前より営業店からお取引先に対しては、取引状況の説明や苦情・相談等の吸い上げに取り組んでおり、今後も、より一層親身な相談・対応に努めてまいります。

5. 今後の改善策

本件事案の判明後、既に下記の(1)～(5)の改善に着手しております。

また、今回の業務改善命令に対しては、当社グループの経営理念であります「地域共栄」「公正堅実」「進取創造」への原点回帰とその実践に向けた取組みを軸とし、下記も含めて、平成25年1月11日までに業務改善計画を当局あて提出いたします。計画の策定と、その着実な履行により、経営管理態勢・内部管理態勢・法令等遵守態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復に努めてまいります。

(1) 法令等遵守に係る経営姿勢の周知

平成24年9月の全店長会議において、頭取はじめ関係役員・部長から、行内規則も含めた法令等遵守・事務堅確化の重大性について改めて周知徹底を図りました。

今後、頭取による全役職員への法令等遵守意識の再徹底を行い、併せて営業店において法令等遵守や事務堅確化を目的としたQC活動を開始し、全行的な法令等遵守意識の浸透に努めてまいります。加えて、役員・部店長を対象とした事例・判例研究会の実施などを通じて、コンプライアンスに対する一層の感度向上を図ってまいります。

(2) 法令等遵守意識の向上と内部管理体制の再構築

平成25年1月から展開する創立70周年活動では、本件事案の反省に立ち、行内規則の見直し、定着状況の把握や徹底に取り組めます。

- ・意識改革
 - ＊顧客本位…顧客の心に寄り添う行動の徹底
 - ＊高いモラルとルールの尊重ができる意識の醸成 等
- ・構造改革
 - ＊内部管理体制の強化→リスク感度向上 等
- ・銀行業務を堅実に遂行するための基礎の再構築
 - ＊自ら考え、行動できる人材を育成

なお、平成 24 年 9 月に本部横断的な業務改革タスクフォースを組成し、規定・マニュアルの抜本的な見直しや整理統合に着手しており、現場にとってシンプルで使いやすく、ルールを遵守させ、実効性を高める体制を目指しております。

(3) 為替デリバティブ取引に係る販売態勢の再点検

平成 24 年 10 月 1 日から 12 月末日までの 3 ヶ月間、一部の為替デリバティブ取引について新規取扱を一時的に中止しております。この期間に、再度研修・販売態勢を徹底的に見直し、リスク管理体制を強化した上で、取扱再開について検討することとしております。なお、為替デリバティブ取引については、既に平成 22 年 6 月から本部分員によるお取引先のニーズ確認や商品説明を直接行った上で取り扱う等の手続の厳格化を実施済みであります。

(4) 金融商品販売に係る法令等遵守意識の再徹底

今回事案の発生を契機として、平成 24 年 10 月に集中的な研修を実施するとともに、全店モニタリングを行い、改めて金融商品販売全般に係る法令等遵守・取扱手続の再徹底を図りました。

(5) 相互牽制機能の強化

平成 24 年 10～11 月に各店コンプライアンス委員の業務担当状況を把握し、牽制機能が十分に発揮されにくい体制となっている場合には営業店長に是正を求めています。

仕事の目的を理解し、その目的を完遂するための役割と責任の明確化を図り、「5 ゲン主義」（原理・原則・現場・現物・現実）の着実な実行を通じて、相互牽制機能の強化に努めてまいります。なお、現場支援策の一環として、営業店への内部管理指導員の配置や機動的な派遣、内部監査部門による店内検査への関与強化なども講じてまいります。

(6) 内部監査態勢の一層の強化

内部監査部門の増強、本部に対するリスクカテゴリー別監査におけるリスクアセスメントの実施等を通じて、リスクベースに基づく潜在リスクの洗い出しも含めた実効性のある検査手法や監査計画を策定して改善に取り組み、内部監査機能の強化を図ってまいります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行総合企画部広報グループ 北川 TEL : 076-423-7111